Information



インフォメーション

令和5年2月

兵庫県警察

令和5年4月1日から

自転車乗車用ヘルメット

着用が努力義務化と 東東時も お忘れなく

業務中の自転車 乗車時も お忘れなく

道路交通法の一部改正(令和5年4月1日施行)により、 従来、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項と されていた乗車用ヘルメットの利用について、改正法の施 行後は、全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用に 努めなければならないこととなります。

『自転車安全利用五則』 を守りましょう!

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

交通安全情報発信中!!







